

第6章 整備基本計画

第1節 ゾーニング計画（整備する地区の区分）

本計画で整備する地区の区分は『保存管理計画』で示した「史跡指定地とその周辺の土地利用計画（構想）」（図6-1）を基本としますが、実際の整備範囲は、令和3年（2020年）1月末現在、史跡に指定されている範囲と令和2年（2020年）に追加指定の答申を受けた尖石縄文考古館の北東部の一部（F-1区：青少年自然の森地区）、及びその隣接地とします。

なお、本計画は次期計画（第3期整備）が終了する20年後の本史跡の目指す姿を見据え、策定しています（図6-2～4）。

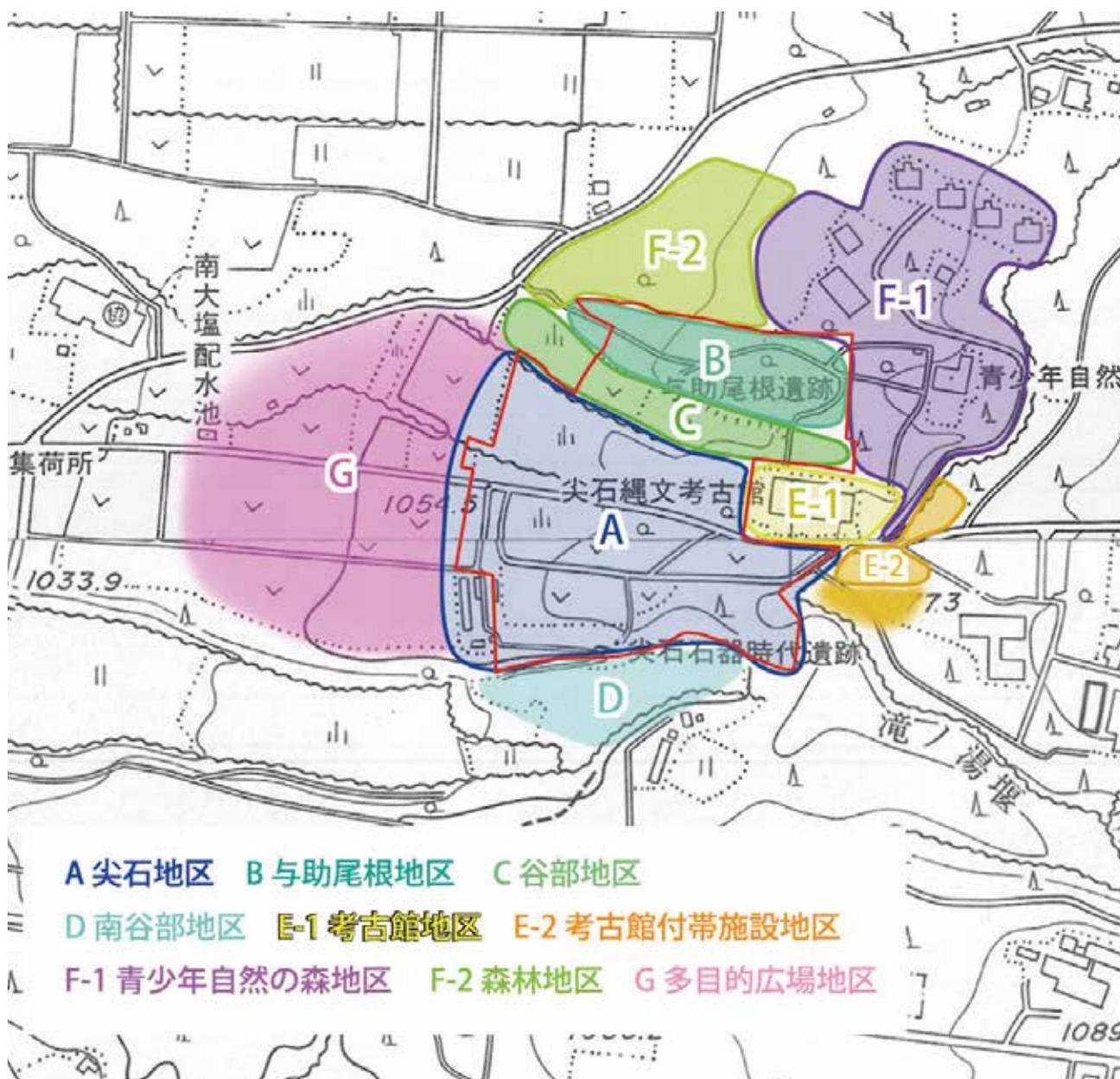


図6-1 史跡指定地とその周辺の土地利用計画（『保存管理計画』による）



图 6-2 史跡整備構想（第 3 期整備終了後）

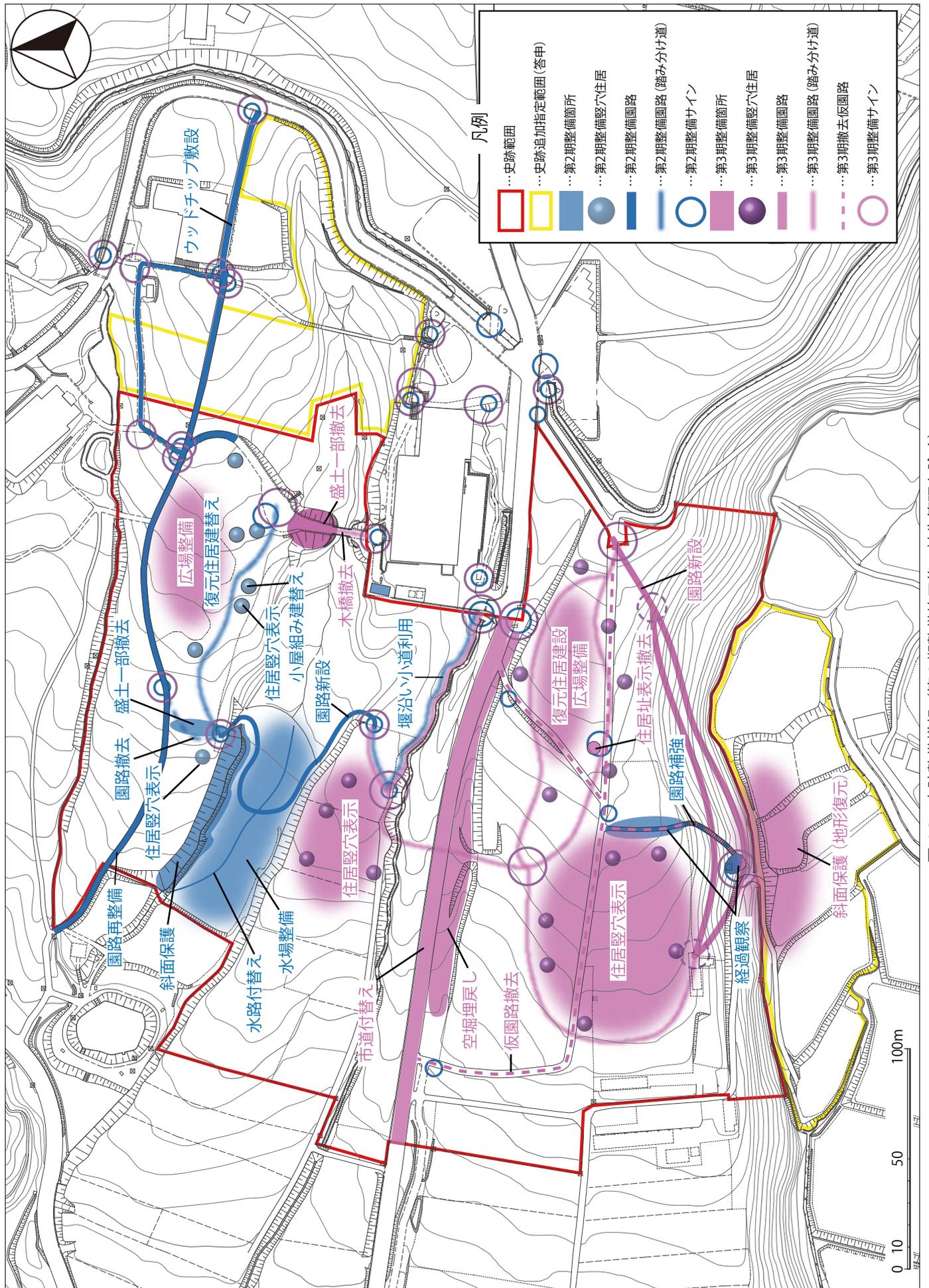


図 6-3 史跡整備構想 (第 3 期整備終了後：植生管理を除く)

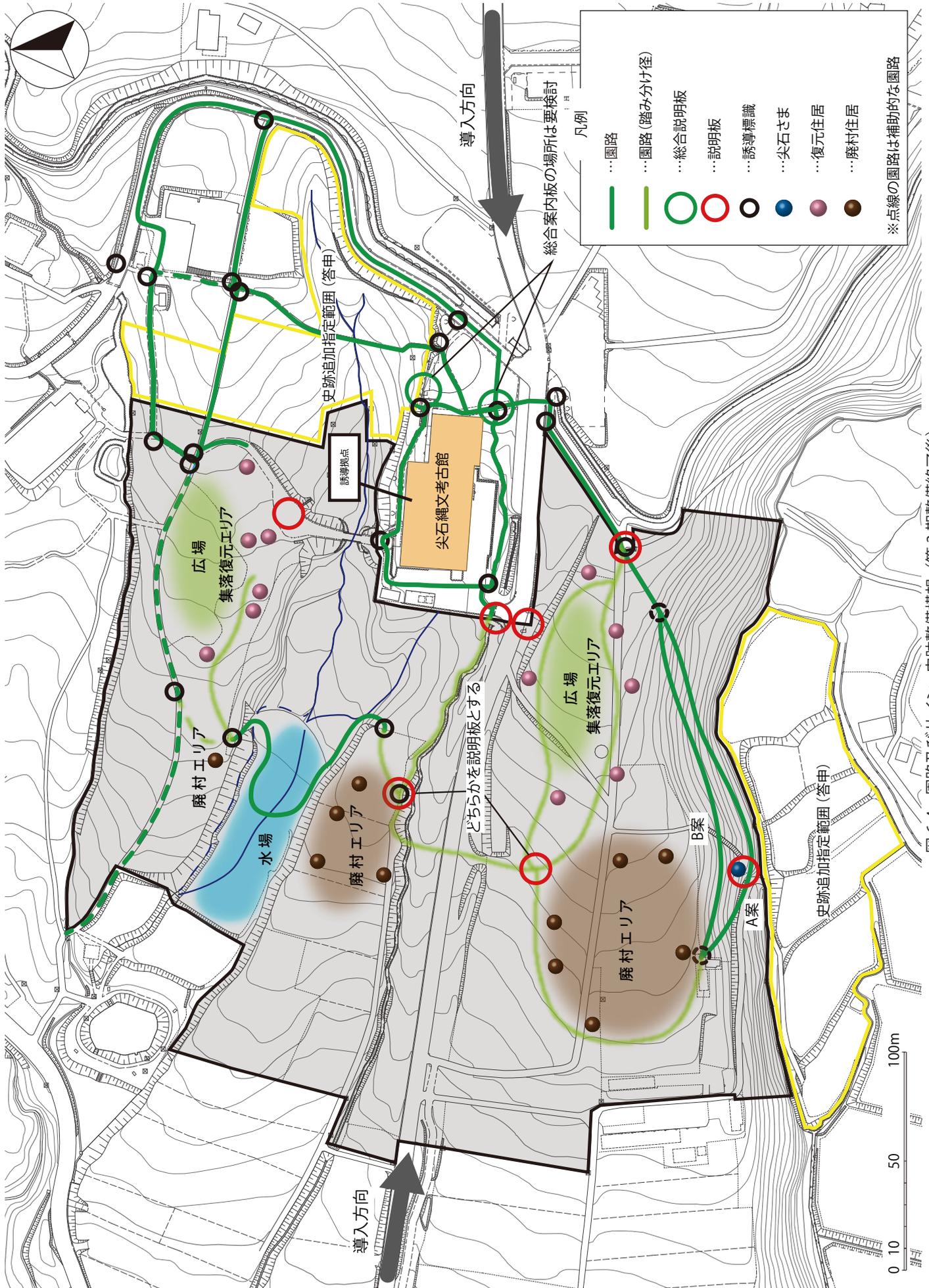


図 6-4 園路及びサイン 史跡整備構想 (第3期整備終了後)

第2節 第2期整備基本計画

地区ごとに設定した整備内容については、1 史跡の保存、2 集落復元、3 園路及びサイン、4 植生管理、5 活用の5項目について、それぞれ行うべき整備を記載しています。
また、史跡外については本計画では、整備の方針とします。



写真 6-1 史跡（尖石地区）の現況（西から）



写真 6-2 史跡（与助尾根地区）の現況（南西から）

1 史跡の保存

- 尖石地区南斜面（「尖石さま」周辺斜面）の保護
- 与助尾根地区南斜面の保護

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項
史跡内	尖石 (A区)	「尖石さま」南斜面と上端側平坦部の一部	<ul style="list-style-type: none"> • 園路（階段）側面及び「尖石さま」説明板基礎前面については、丸太筋工を施工 • 表土流出により、園路（階段）に歩きにくさが生じていることから、最下段及び一段上に碎石を再敷設し、段差を解消 • 園路（階段）側面及び最下段には植生土のう等を設置 • 上端側平坦部は、斜面に雨水が流入しないよう、盛土又は植生土のう等を設置 • 平坦部の園路にも盛土を施すことで園路に雨水がたまらないようにし、周辺全体に傾斜をつけて雨水の流下方向を変え、排水させる 	<ul style="list-style-type: none"> • 継続的に状況を把握するため、大雨後に現地の雨水流下状況を確認 • 大雨の基準は時間雨量20mmもしくは日最大降水量100mmを超えた場合とする • 階段東脇に排水施設が必要か検討する • 平坦部東側の処置については、盛土等のみでは雨水が溜まることも考えられるため、排水施設等が必要か検討する
	与助尾根 (B区)	南斜面	崩落個所の保護	<ul style="list-style-type: none"> • 1/2 勾配で盛土（埋土） • 法尻にクリの丸太、杭の設置で土留め • 強度に問題がある場合は、人工物による補強を行う

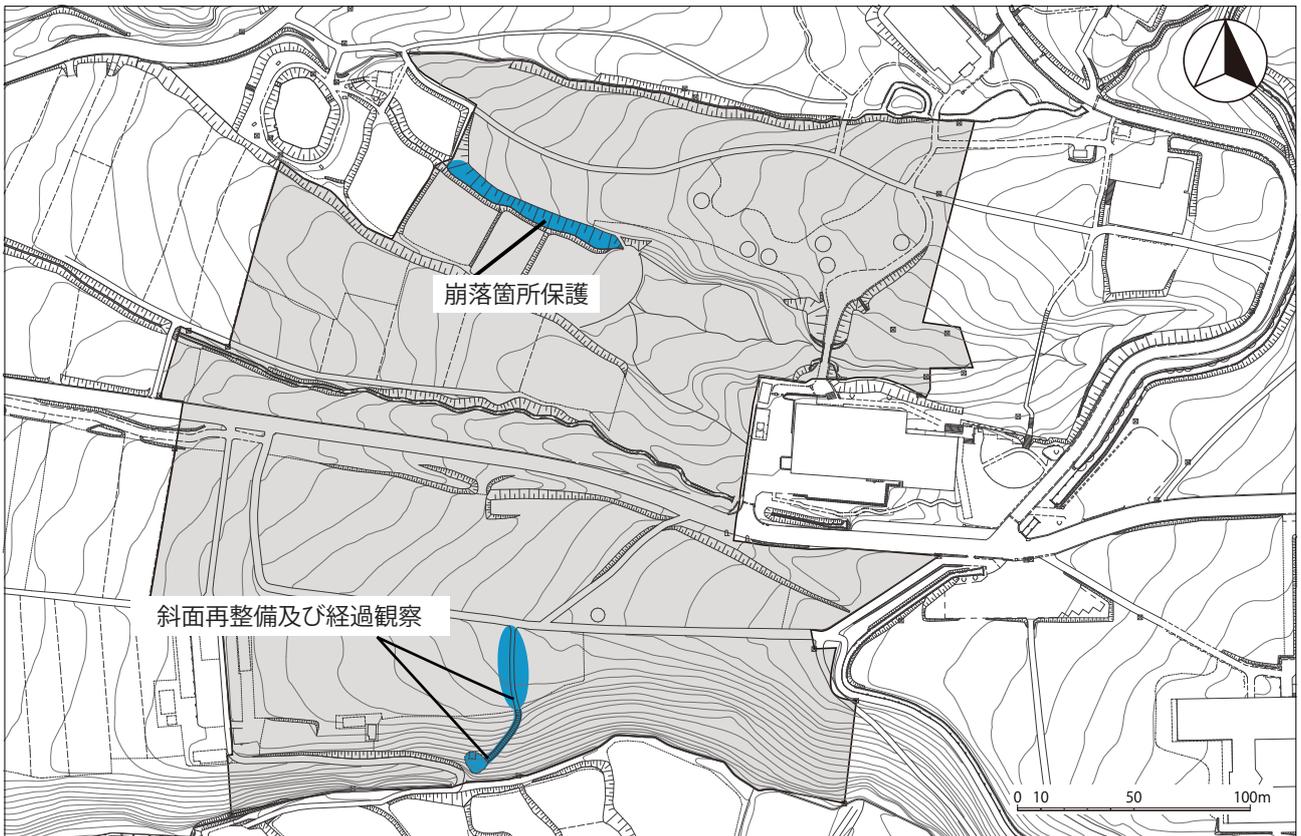


図 6-5 整備箇所位置



写真 6-3 「尖石」説明板基礎現況

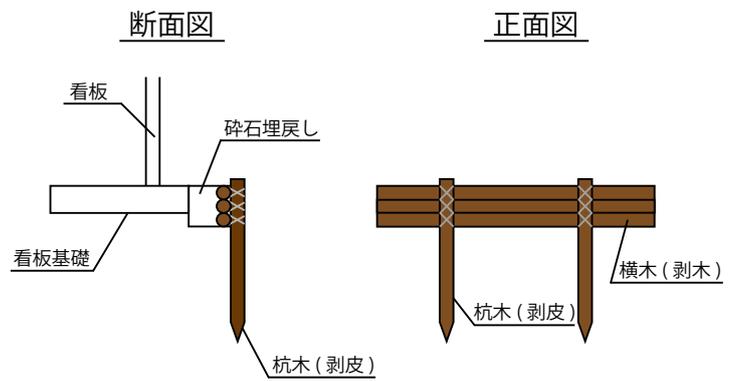


図 6-6 「尖石」説明板基礎前面 整備 (案)

2 集落復元

- 与助尾根地区の復元住居と復元住居小屋組みの建替え及び住居の竪穴表示
- 谷部地区の水場の創出

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項
史跡内	与助尾根 (B区) 集落復元 エリア	平成31年(2019年)にカヤ葺屋根を撤去し、小屋組みとした2軒(12・14号住居址：現125・127号住居址)の住居の展示の継続と竪穴による新たな表示	<ul style="list-style-type: none"> • 小屋組みが朽ちた後、1棟は木材又は擬木で小屋組みを再建築、1棟は竪穴による表示 • 木材を使用した小屋組みの建替えは、建築から15年を目安に実施 • 堀口捨己の設計図を踏襲し、可能な限り縄文仕様とする • 小屋組みと竪穴は、周堤のイメージで盛土を施し、現在より竪穴を深くする 	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺樹木を伐採 • 掘削により発生した土量の把握
		4軒(6・7・26・28号住居址：現119・120・139・141号住居址)の復元住居の建替え	<ul style="list-style-type: none"> • 建替えは建築から25年を目安に実施 • 堀口捨己の設計図を踏襲するが、可能な限り縄文仕様で建替え • 7号住居址(現120号住居址)の建替えに合わせ、石柱・石壇を伴う祭壇状の施設を復元 • 周堤のイメージで盛土を施し、現在より竪穴を深くする • 出入口に盛土による緩やかなスロープ、内部に階段を設置 • 板材打ち込みによる壁体保護 	<ul style="list-style-type: none"> • 掘削により発生した土量の把握 • 確認調査の結果によっては、復元する住居址を変更 • 屋内外に土器や石器等のレプリカを配することを検討

■ 集落復元（続き）

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項
史跡内	与助尾根 (B区)	廃村エリア 中期初頭の住居址 (2号住居址：現115号住居址) を 竪穴で表示	<ul style="list-style-type: none"> 再発掘後、盛土（与助尾根地区を参考） 史跡「平出遺跡」を参考に整備 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土による地形改変を最小限とする必要
	谷部 (C区)	水場 「縄文の水場」の創出	<ul style="list-style-type: none"> 流路を谷部中央に付替え 畦畔は、園路として利用する一部以外を地形に沿って取り払う 簾や敷物づくりの材料として活用するため、ヨシ原として植生管理 下流側への水切り箇所については景観に配慮した構造とする 	<ul style="list-style-type: none"> 水路の付替え、整備方法について、地元住民、土地改良区等と協議 水田地形を感じさせない景観の創出 整備前に確認調査が必要

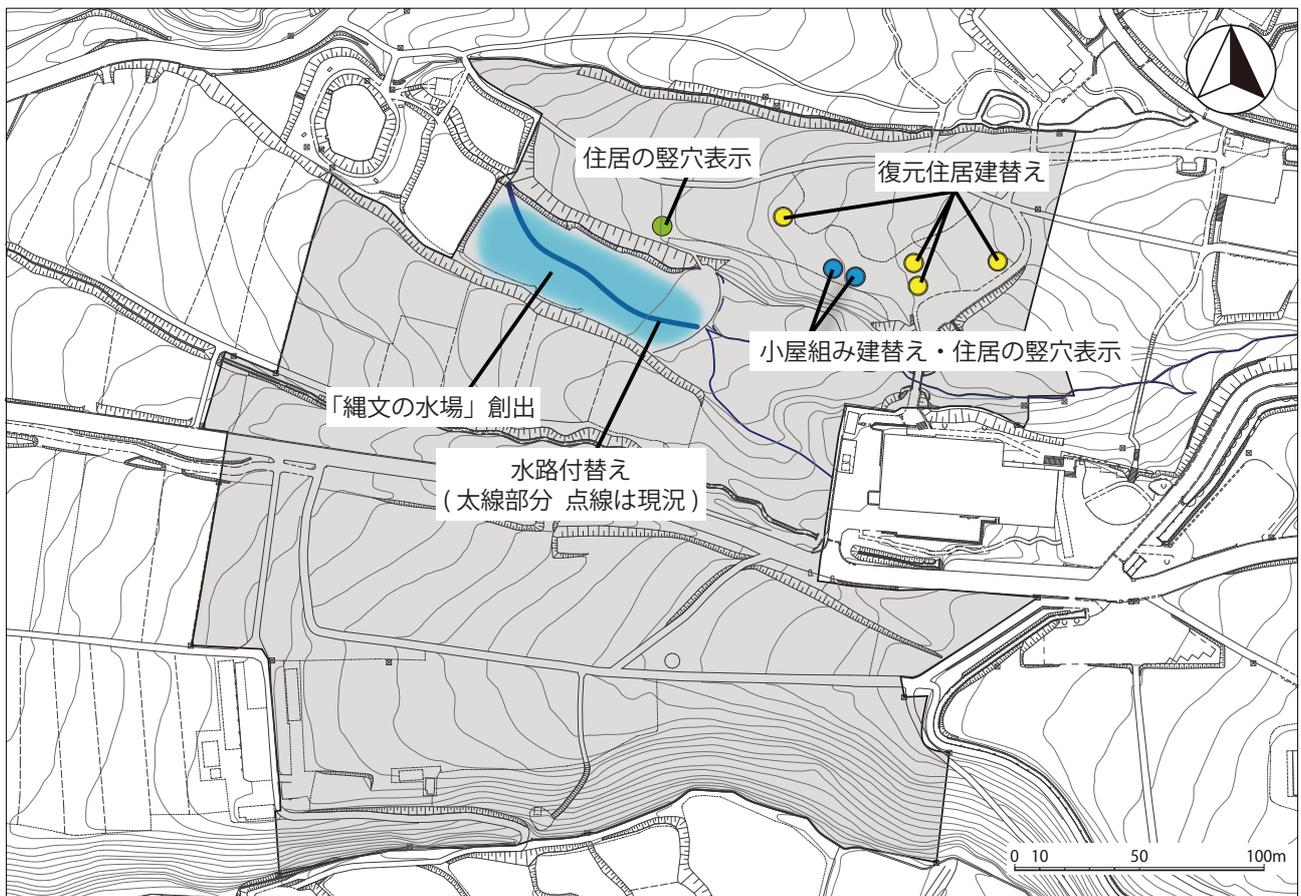


図 6-7 整備箇所位置



写真 6-4 史跡の現況（北東から）



写真 6-5 与助尾根地区の復元住居の現況（西から）



写真 6-6 与助尾根地区の復元住居の現況（南西から）



写真 6-7 与助尾根地区の復元住居の現況（東から）



写真 6-8 復元住居の現況（西から）



写真 6-9 復元住居の現況（東から）

与助尾根遺跡 12・14 号住居址（現 125・127 号住居址）に復元したカヤ葺屋根が腐朽し、平成 31 年（2019 年）に屋根を撤去して小屋組みの展示に切り替えました（写真 6-8）。第 2 期整備では、2 棟の小屋組みの内、1 棟を木材又は擬木で再建築、もう 1 棟を竪穴による住居址の表示とし、縄文時代中期後葉（曾利Ⅱ式期）集落の一場面をさまざまな方法で整備します。



写真 6-10 石柱・石壇のある 7 号住居址



写真 6-11 7 号住居址の石柱・石壇
（昭和 24 年発掘調査時）

与助尾根遺跡 7 号住居址（現 120 号住居址）の建替えに合わせ、石柱・石壇と呼ばれる、石を用いて構築された祭壇状の屋内施設を復元します（写真 6-11）。

3 園路及びサイン

(1)園路

- 尖石地区（「尖石さま」周辺）の園路の補強
- 与助尾根地区及び青少年自然の森地区の園路のバリアフリー化
- 谷部地区の園路の新設

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項	
史跡内	尖石 (A区)	「尖石さま」へ続く土居木階段	安全確保及び歩きにくさの解消	<ul style="list-style-type: none"> • 階段撤去までの補強等の再整備 • 施工方法は、P103 参照 	<ul style="list-style-type: none"> • 表土流出確認のため、階段北側の台地平坦部の雨水状況を把握
	与助尾根 (B区)	北側園路	既設園路利用及び住居の復元に合わせた園路新設	<ul style="list-style-type: none"> • 整備後も利用する既設園路はバリアフリー対応のため、ウッドチップ敷設後、転圧 • 新設園路は踏み分け道を基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> • 管理棟～キャンプファイア場への既設園路は、整備後も利用 • 園路変更（新設）の場合は既設の表層砕石を20cm程度除去 • 砕石除去については、掘削深を検討（場合により、廃材処分が発生）
			【既設 A 案】 ウッドチップを現況路面に敷設	<ul style="list-style-type: none"> • ウッドチップは、現況路面にそのまま敷設し、ローラー等で転圧 	<ul style="list-style-type: none"> • 下層の凹凸により歩きにくさが生じないか検討が必要
			【既設 B 案】 路面表層の段差を除去し、ウッドチップを敷設	<ul style="list-style-type: none"> • ウッドチップ敷設前に表層の段差を除去し、高さを合わせた後、敷設 	<ul style="list-style-type: none"> • 既設園路の除去後の廃材は、産業廃棄物扱いとなることから、適切な処理が必要
	与助尾根 (B区)	西側園路	使用されていない部分の園路を撤去	<ul style="list-style-type: none"> • 2号住居址（現115号住居址）の竪穴表示に合わせて、園路整備に伴う盛土を一部撤去 	<ul style="list-style-type: none"> • 2号住居址の竪穴表示の盛土に合わせて、自然な地形となるように調整
谷部 (C区)	南斜面	谷を横断する園路の新設 与助尾根地区廃村エリア整備住居（2号住居址：現115号住居址）に続く園路	<ul style="list-style-type: none"> • 木橋の西約70m付近に雑司久保堰沿いの小道から別れ、谷を横断する園路を整備 • 水田の畦畔を一部園路として利用 • 尖石台地から下りる部分に土居木階段を設置 	<ul style="list-style-type: none"> • 水田形状に見えないように修景 	

■ 園路（続き）

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項
史跡外	青少年自然の森 (F-1区) 管理棟南側園路	既設園路へのウッドチップ敷設	・バリアフリー対応のため、ウッドチップ敷設後、ローラー等で転圧	・下層の凹凸により歩きにくさが生じないか検討が必要

尖石地区及び与助尾根地区の集落復元エリアに至るまでの史跡外の園路については、バリアフリー対応とします。



写真 6-12 「尖石さま」階段上部現況



写真 6-13 「尖石さま」階段上部現況

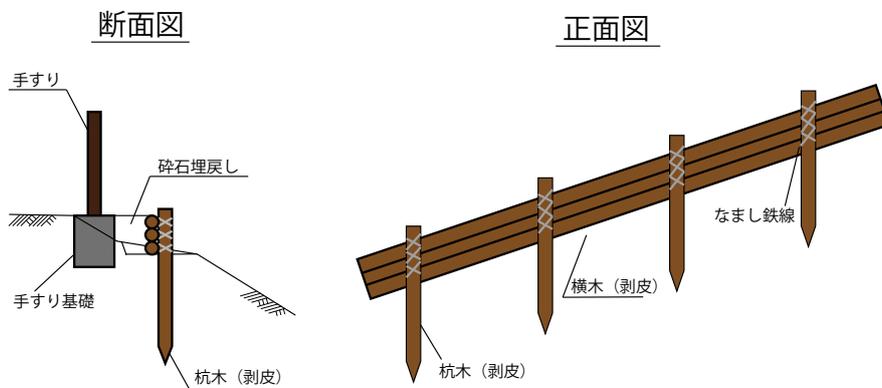


図 6-8 「尖石さま」階段上段部 整備（案）



写真 6-14 「尖石さま」階段下部現況

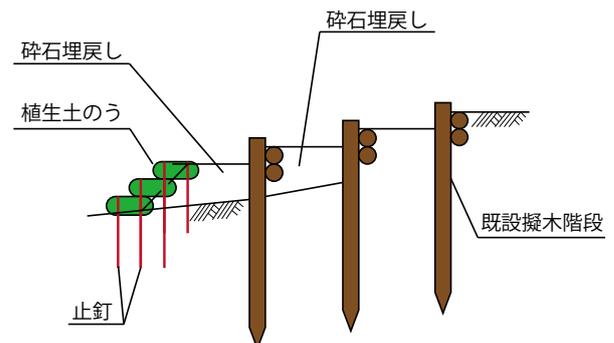


図 6-9 「尖石さま」階段下段部 整備（案）

(2)サイン

- 全地区の既設サインの多言語化（新たな板面の貼付け、QRコードによる情報の付加）

地区・施工場所		内容	施工方法等	
史跡内	全地区	説明板及び誘導標識の多言語化及びQRコードによる情報の付加	<ul style="list-style-type: none"> • サインの安全点検を実施後、安全が確認されれば、既存サインへ多言語及びQRコードによる情報の付加を行う • 既設の板面の上へ新たな板面を貼付け 	
	尖石(A区)	市道(甲1号線)北側	多言語化 2-E2 誘導標識設置 2-S1、2-S2	<ul style="list-style-type: none"> • QRコードによる情報提供 • 多言語化(日本語、英語、中国語2種、韓国語、ポルトガル語) • 2か国語(日本語、英語) • 第3期整備まで簡易なものを設置
		市道(甲1号線)南側	多言語化 2-E3、2-E4、2-S6、2-S7、2-S8	<ul style="list-style-type: none"> • 多言語化(日本語、英語、中国語2種、韓国語、ポルトガル語) 2-E3、2-E4 • 2か国語(日本語、英語) 2-S6～8 • 既設の板面の上へ新たな板面を貼付け
	南斜面	「尖石さま」説明板の内容は現状 2-E5	<ul style="list-style-type: none"> • QRコードによる情報提供 • 多言語化(日本語、英語、中国語2種、韓国語、ポルトガル語) 	
	与助尾根(B区)	集落復元エリア	説明板・誘導標識設置 2-E1、2-S3、2-S4、2-S5	<ul style="list-style-type: none"> • QRコードによる情報提供 • 多言語化(日本語、英語、中国語2種、韓国語、ポルトガル語) : 2-E1 • 2か国語(日本語、英語) : 2-S3～5 • 2-S3は、第3期整備まで簡易なものを設置(必要に応じ、C区(谷部)へ設置) • 再発掘の写真掲載
史跡外	考古館(E-1区)	考古館周辺園路	多言語化 2-S11、2-SL2、2-SL3、2-SO1、2-SO2	<ul style="list-style-type: none"> • 2か国語(日本語、英語) • 2-SL2、2-SO2、2-SO3については、第3期整備に合わせ、既設を撤去し、同じ場所へ新設設置予定
	考古館南側、駐車場から尖石地区への園路沿い	植物への名称板設置(木本類、草本類)	<ul style="list-style-type: none"> • QRコードによる情報提供 • 縄文時代の利用法等を発信 • 多言語化(日本語、英語、中国語2種、韓国語、ポルトガル語) • 「万葉植物園」的なイメージで整備 	

※「2-〇〇」は第2期整備、Eは説明板、Sは誘導標識(高いタイプ)、SLは誘導標識(低いタイプ)、SOはその他の誘導標識(添架等)を表す

■ サイン（続き）

地区・施工場所		内容	施工方法等
考古館 (E-2 区)	既存位置を 基準	多言語化 2-GE1、2-GE2、2-S12、 2-SL4	<ul style="list-style-type: none"> 安全確認後、既設の板面の上へ新たな板面を貼付け QRコードによる情報提供：2-GE1・2 多言語化（日本語、英語、中国語 2 種、韓国語、ポルトガル語）：2-GE1・2 2 か国語（日本語、英語）：2-S12、2-SL4
青少年自然 の森 (F-1 区)	既存位置を 基準	多言語化 2-S9、2-S10、2-SL1	<ul style="list-style-type: none"> 安全確認後、既設の板面の上へ新たな板面を貼付け 2 か国語（日本語、英語）

※ GE は総合案内板を表す

史跡への来場者の増加やインバウンドへの対応を行う必要があることから、第 2 期整備では、既設サインの安全点検後、使用に耐えうるようであれば、既設に多言語表記や QR コード等による情報の付加を行います。その後、尖石地区の集落復元整備（第 3 期整備）に合わせて、園路・サインの再整備を行う予定です。

また、早い段階で紙媒体の史跡公園マップを作成して尖石縄文考古館で配布し、見学の補助資料とします。（参考資料：P106 『茅野市縄文ガイドブック』既存の史跡公園マップ）

尖石史跡公園みどころMAP

① 宮坂英式の胸像



③ ところがいいさま
尖石遺跡の名前の由来となった石です。先端付近にあるくぼみは、縄文時代の人々が石器を研いだ跡ともいわれています。

② 冷山から運ばれた黒曜石



④ 石碑「特別史跡尖石石器時代遺跡」
石碑「伏見宮坂英地下御台鑑之地」
伏見宮殿下の発掘を示す石碑。この発掘は宮坂英式と尖石遺跡を結びつけるきっかけとなりました。



⑤ 第33号住居址



宮坂英式が三笠宮殿下と一緒に発掘した住居址。その上に土を盛り、石を並べ、住居の大きさと戸の位置がわかるように整備されています。

⑥ 空堀



水は流れていませませんが、江戸時代の用水路の跡と考えられています。

⑦ 縄文の手



茅野市出身の彫刻家矢野虎夫（1904—1988）の作品です。西入遺跡の土偶がモデルとなりました。

⑧ 坂本養川像



1736年、田沼村生まれ。江戸時代に薩につくり、八ヶ岳山麓の新田開墾を進められた。1785年に開削された、考古館の前を流れる瀧之湯堰は、平成28年（2016年）に、世界かんがい施設遺産に登録されました。

⑨ 蓼科高原・縄文遺跡と高原浴のみち



史跡公園の園路の一部と瀧之湯堰沿いの遊歩道が、美しい日本の歩きたくなるみち500選に認定されました。

⑩ 縄司久保堰



江戸時代の用水路。宮坂英式による尖石遺跡の初期の調査は、この水路や圃にあって林道の崖に顔を出している土器や石器を対象におこなわれました。

⑪ 与助尾根遺跡の復元住居



日本で最初に縄文時代の集落が復元・整備されました。

⑫ 縄文の森

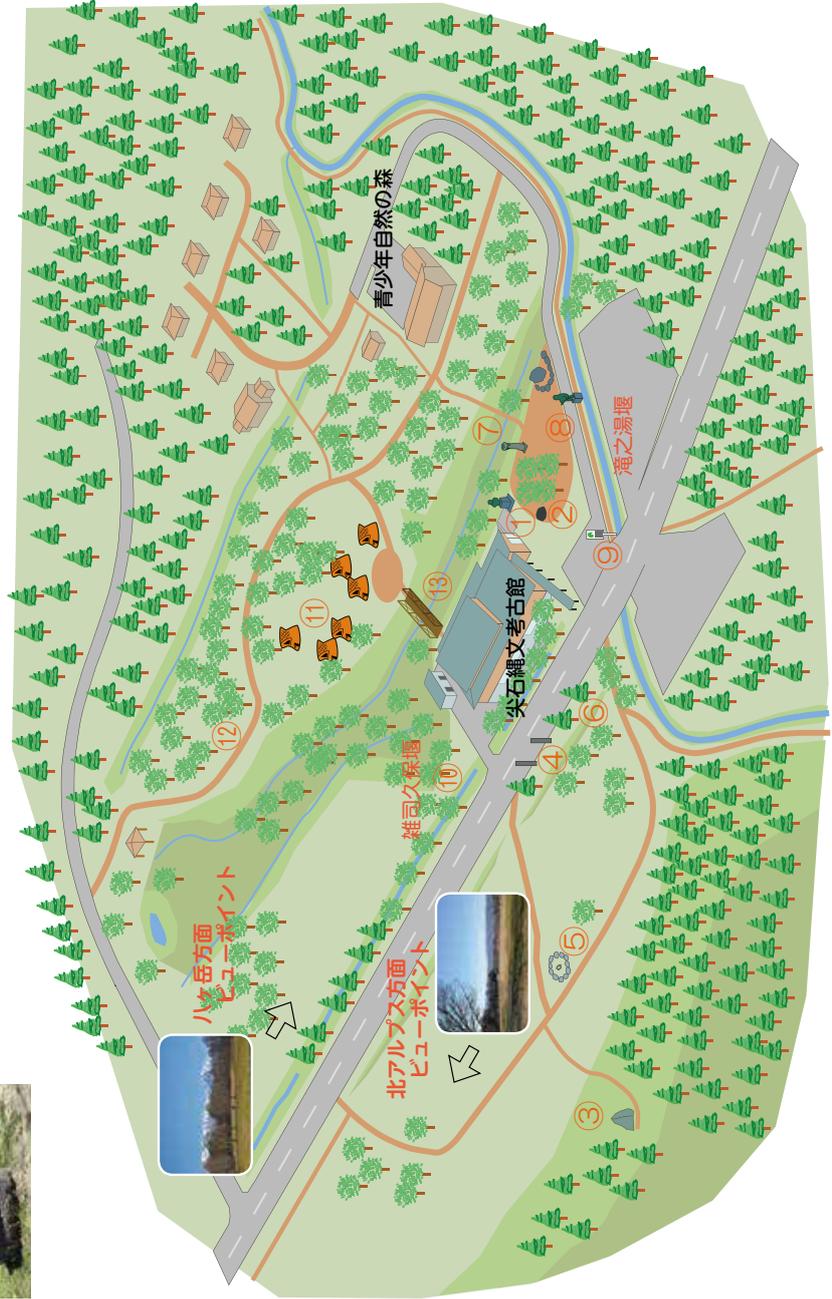


クリやコナラを植えて復元しました。

⑬ 縄文の水場



飲み水を汲んだり、食料を加工する場などに使われました。



既存の史跡公園マップ（『茅野市縄文ガイドブック』より）

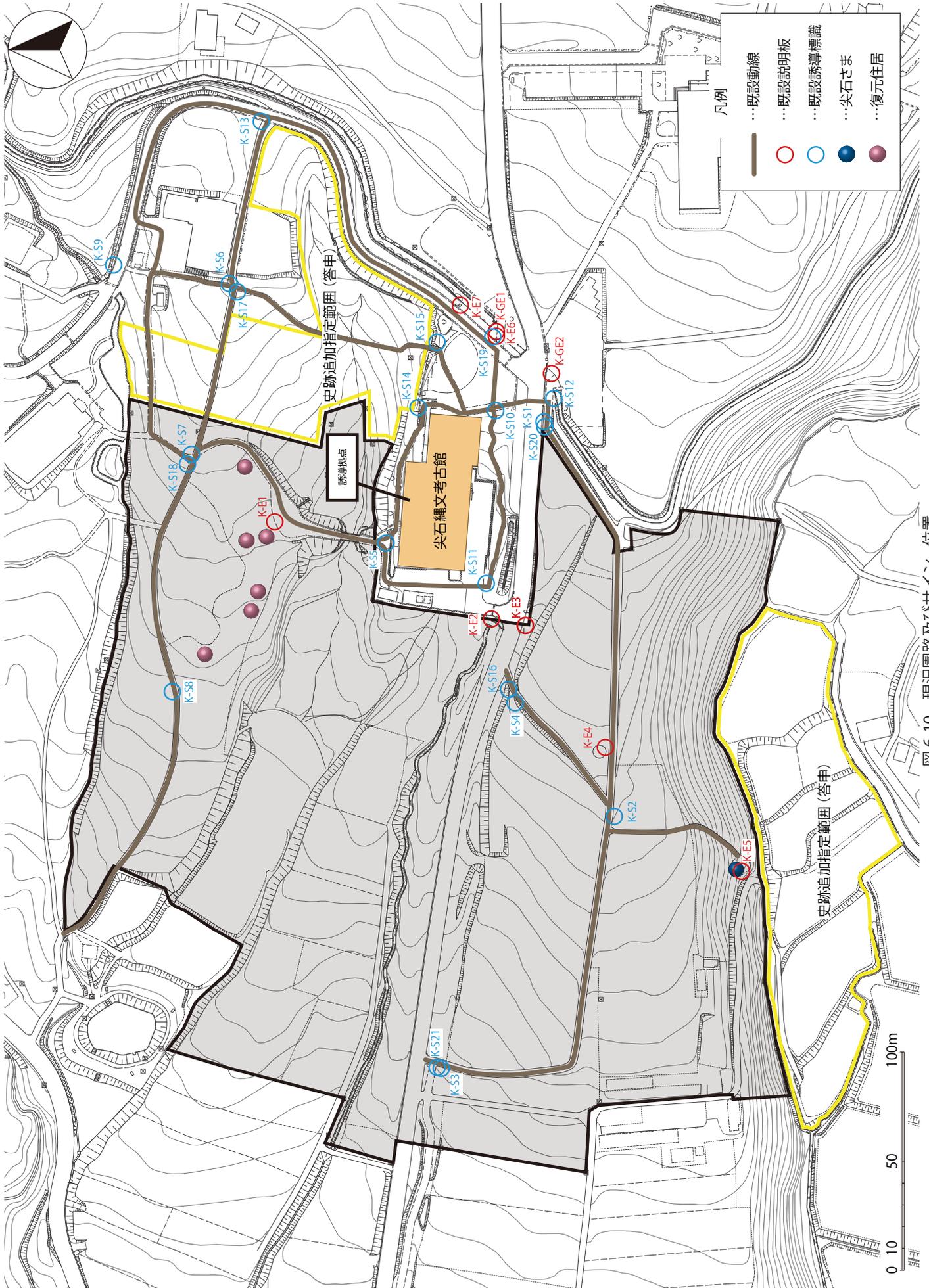


図 6-10 現況園路及びサイン 位置

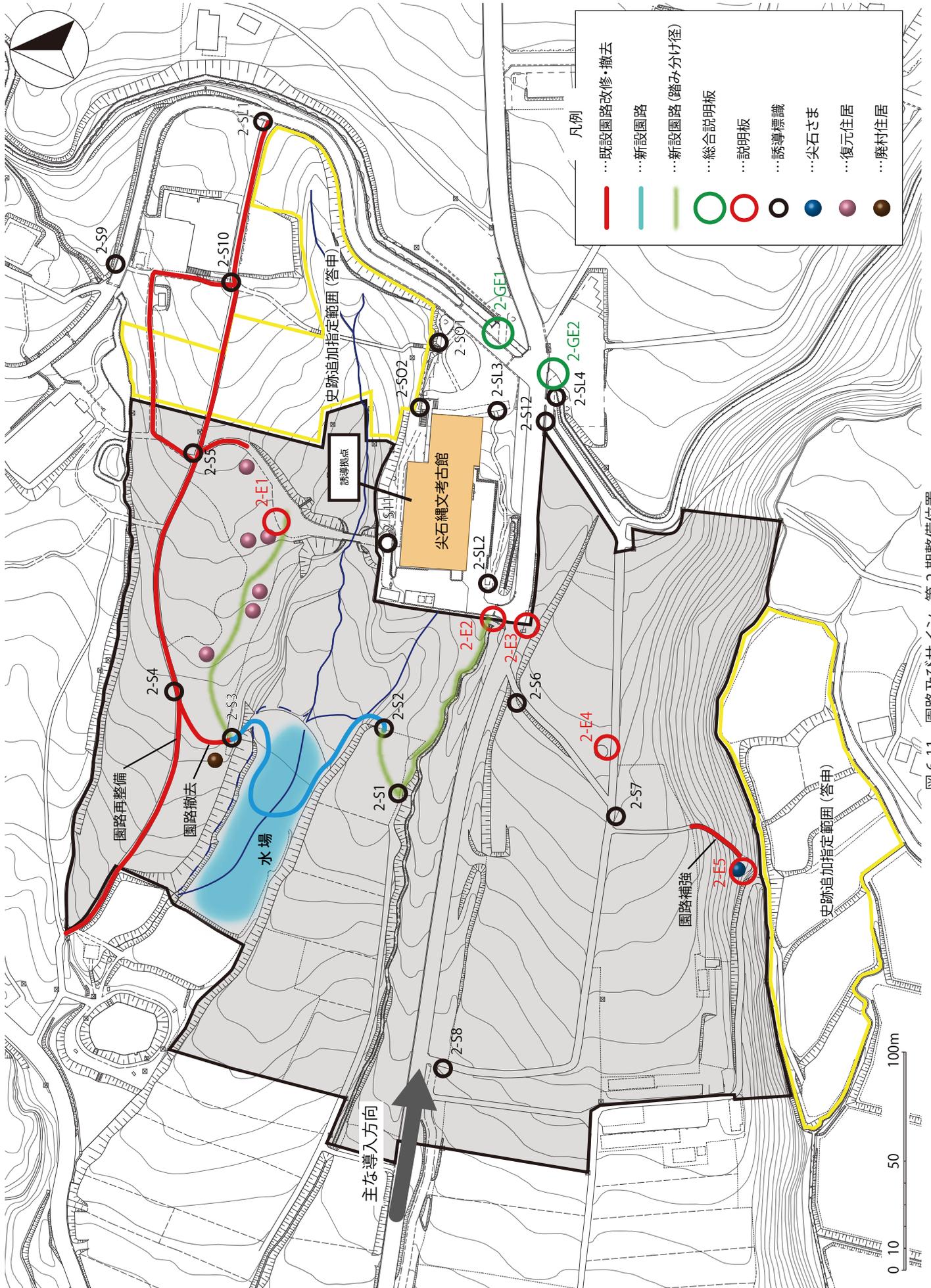


図6-11 園路及びサイン 第2期整備位置

■ 既設サインの分類

No.	記号※	種別	写真	備考※
1	K-GE 1	総合案内板 タイプ 1		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺資源（風除けの松散策路）の案内板（P107 図 6-10 K-E6）と並列で設置 ・タイプ 1 は板面の取替え可能 H960mm ・第 2 期整備に合わせ退色した板面を取替え（2-GE1）、QR コードによる多言語化 ・第 3 期整備に合わせ撤去
2	K-GE 2	総合案内板 タイプ 1		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園の総合案内板 ・K-GE1（P107 図 6-10 K-GE1）と同内容 ・第 2 期整備に合わせ退色した板面を取替え（2-GE2）、QR コードによる多言語化 ・第 3 期整備に合わせ撤去
3	K-E1	説明板 タイプ 1		<ul style="list-style-type: none"> ・与助尾根遺跡の説明板 ・第 2 期整備に合わせ退色した板面を取替え（2-E1）、QR コードによる多言語化 ・第 3 期整備に合わせ新設（3-E1：E タイプ P 130 参照）
4	K-E2	説明板 タイプ 1		<ul style="list-style-type: none"> ・雑司久保堰の説明板 ・基礎は各支柱に 300mm 角のコンクリート ・第 2 期整備に合わせ板面を取替え（2-E2）、QR コードによる多言語化 ・板面退色後、撤去し新設（3-E2：E タイプ）
5	K-E3	説明板 タイプ 2		<ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡尖石石器時代遺跡の説明板 ・屋根付き ・整備後も既設を利用 ・第 2 期整備に合わせ QR コードによる多言語化（2-E3）
6	K-E4	説明板 タイプ 1		<ul style="list-style-type: none"> ・33 号住居址付近に設置 ・尖石遺跡の説明板 ・第 2 期整備に合わせ退色した板面を取替え（2-E4）、QR コードによる多言語化 ・第 3 期整備（仮園路撤去後）に合わせ撤去、場所を変えて新設（3-E4：E タイプ）
7	K-E5	説明板 タイプ 1		<ul style="list-style-type: none"> ・「尖石さま」の説明文のみ ・基礎周辺洗掘 ・第 2 期整備に合わせ板面を取替え（2-E5）、QR コードによる多言語化 ・第 3 期整備（園路新設・階段撤去）に合わせ撤去、場所を変えて新設（3-E5：E タイプ）
8	K-E6	説明板 タイプ 1		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園の総合案内板（KGE-1）と並列で設置 ・茅野市観光協会 からだ・こころ・すこやか推進委員会設置 ・H1,030mm ・整備後も既設を利用

※記号欄「K-〇〇」は既設を表し、P107 図 6-10 内と同一

※備考欄「2-〇〇」は P108 図 6-11、「3-〇〇」P129 図 6-14 内と同一で記号欄の番号とは必ずしも一致しない

■ 既設サインの分類

No.	記号*	種別	写真	備考
9	K-E7	説明板 タイプ2		<ul style="list-style-type: none"> 坂本養川の説明板 支柱は擬木 整備後も既設を利用
10	K-S1	誘導標識 タイプ3		<ul style="list-style-type: none"> タイプ3の支柱は木製（130mm角） 「尖石」案内 第2期整備で二か国語表記（2-S12） 第3期整備に合わせ撤去、同じ位置に新設（3-S12：Sタイプ P 130 参照）
11	K-S2	誘導標識 タイプ3		<ul style="list-style-type: none"> 「尖石」、「与助尾根遺跡」案内 第2期整備で二か国語表記（2-S7） 第3期整備（仮園路撤去）に合わせ撤去
12	K-S3	誘導標識 タイプ3		<ul style="list-style-type: none"> 「尖石」案内 第2期整備で二か国語表記（2-S8） 第3期整備（仮園路撤去）に合わせ撤去
13	K-S4	誘導標識 タイプ3		<ul style="list-style-type: none"> 「尖石」、「与助尾根遺跡」案内 第2期整備で二か国語表記（2-S6） 第3期整備（園路撤去）に合わせ撤去
14	K-S5	誘導標識 タイプ3		<ul style="list-style-type: none"> 「駐車場」、「尖石」案内 第2期整備で二か国語表記（2-S11） 第3期整備（木橋撤去）に合わせ撤去、同じ位置に新設（3-S11：Sタイプ）
15	K-S6	誘導標識 タイプ3		<ul style="list-style-type: none"> 「与助尾根遺跡 キャンプファイア場」、「研修棟・宿泊棟」案内 第2期整備で二か国語表記（2-S10） 整備後も既設を利用 劣化の状況に応じて同じ場所に新設（3-S10：Sタイプ）
16	K-S7	誘導標識 タイプ3		<ul style="list-style-type: none"> 「キャンプファイア場」、「管理棟」、「考古館」、「研修棟・宿泊棟」案内 第2期整備で二か国語表記（2-S5） 第3期整備（木橋撤去）に合わせ撤去、同じ場所に新設（3-S5：Sタイプ）

※記号欄「K-〇〇」は既設を表し、P107 図 6-10 内と同一

※備考欄「2-〇〇」は P108 図 6-11、「3-〇〇」 P129 図 6-14 内と同一で記号欄の番号とは必ずしも一致しない

■ 既設サインの分類

No.	記号*	種別	写真	備考
17	K-S8	誘導標識 タイプ3		<ul style="list-style-type: none"> ・「キャンプファイア場」、「管理棟」案内 ・第2期整備で二か国語表記(2-S4) ・劣化の状況に応じて同じ場所に新設(3-S4:Sタイプ)
18	K-S9	誘導標識 タイプ3		<ul style="list-style-type: none"> ・「研修棟」、「宿泊棟」案内 ・第2期整備で二か国語表記(2-S9) ・園路整備に併せ、案内先(「与助尾根遺跡」)を追加するか検討 ・劣化の状況に応じて同じ場所に新設(3-S9:Sタイプ)
19	K-S10	誘導標識 タイプ4		<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ4の支柱は木製(130mm角) ・「遊歩道」、「日本画・洋画 康耀堂美術館」案内 ・第2期整備で二か国語表記(2-SL3) ・劣化の状況に応じて同じ場所に新設(3-S22:Sタイプ)
20	K-S11	誘導標識 タイプ4		<ul style="list-style-type: none"> ・「駐車場」案内 ・夏季は草に覆われ見にくい ・第2期整備で二か国語表記(2-SL2) ・第3期整備に合わせて既設を撤去、同じ場所に新設(3-S21:Sタイプ) ・案内を「尖石縄文考古館」「尖石地区」等に替える
21	K-S12	誘導標識 タイプ4		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本画・洋画 康耀堂美術館」案内 ・第2期整備で二か国語表記(2-SL4) ・劣化の状況に応じて同じ場所に新設(3-S23:Sタイプ)
22	K-S13	誘導標識 タイプ4		<ul style="list-style-type: none"> ・「管理棟」案内 ・第2期整備で二か国語表記(2-SL1) ・劣化の状況に応じて同じ場所に新設(3-S17:Sタイプ)
23	K-S14	誘導標識 タイプ5		<ul style="list-style-type: none"> ・「与助尾根遺跡」案内 ・外灯に添架 ・第2期整備で二か国語表記(2-SO2) ・劣化の状況に応じて同じ場所に新設(3-S20:Sタイプ)
24	K-S15	誘導標識 タイプ5		<ul style="list-style-type: none"> ・「管理棟」案内 ・外灯に添架 ・第2期整備で二か国語表記(2-SO1) ・劣化の状況に応じて同じ場所に新設(3-S19:Sタイプ)

※記号欄「K-〇〇」は既設を表し、P107 図 6-10 内と同一

※備考欄「2-〇〇」は P108 図 6-11、「3-〇〇」 P129 図 6-14 内と同一で記号欄の番号とは必ずしも一致しない

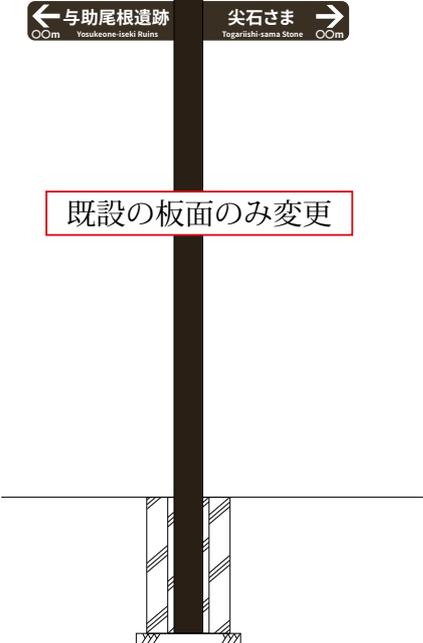
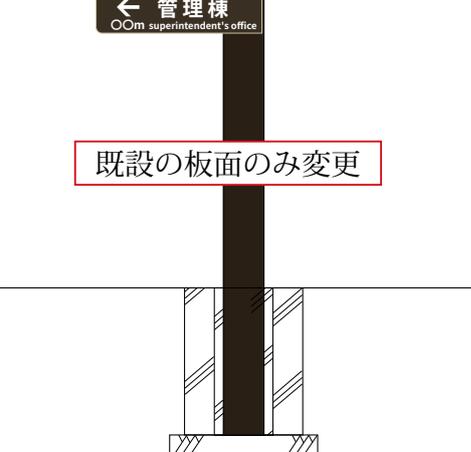
■ 既設サインの分類

No.	記号*	種別	写真	備考
25	K-S16	誘導標識 タイプ6		<ul style="list-style-type: none"> ・「とがり石 第33号住居址」案内 ・基礎なし ・第3期整備（仮園路撤去）に合わせ撤去
26	K-S17	誘導標識 タイプ7		<ul style="list-style-type: none"> ・「キャンプファイア場」、「考古館」、「宿泊棟」、「炊飯棟」、「WC」案内 ・青少年自然の森で設置 ・基礎はなく、ブロックの穴に立て掛け ・第3期整備に合わせ同じ場所に新設（3-S16：Sタイプ）
27	K-S18	誘導標識 タイプ7		<ul style="list-style-type: none"> ・「尖石考古館 アスレチック」、「研修棟」、「宿泊棟」、「炊飯棟」案内 ・青少年自然の森で設置 ・基礎はなく、ブロックの穴に立て掛け ・第3期整備に合わせ同じ場所に新設（3-S13：Sタイプ）
28	K-S19	誘導標識 タイプ8		<ul style="list-style-type: none"> ・「風除け公園」、「縄文の湯」案内 ・タイプ8にはすべて「縄文尖石風除けの松 散策路」と記載 ・茅野市観光協会設置 ・基礎なし ・整備後も既設を利用
29	K-S20	誘導標識 タイプ8		<ul style="list-style-type: none"> ・「縄文の湯」案内 ・茅野市観光協会設置 ・整備後も既設を利用
30	K-S21	誘導標識 タイプ8		<ul style="list-style-type: none"> ・「尖石縄文考古館」、「縄文の湯」案内 ・茅野市観光協会設置 ・整備後も既設を利用

※記号欄「K-〇〇」は既設を表し、P107 図 6-10 内と同一

※備考欄「2-〇〇」は P108 図 6-11、「3-〇〇」P129 図 6-14 内と同一で記号欄の番号とは必ずしも一致しない

■ 第2期整備計画で整備するタイプ別サイン

サインのタイプ	サイズ・機能等
	<p>【名 称】 総合案内板・案内板</p> <p>【記 号】 2-GE、2-E</p> <p>【機 能】 史跡全体の案内や遺構等を説明するサイン</p> <p>【サイズ】 高さ：1030mm 板面 900 × 600mm 基礎：□ 1400mm × 700mm 深さ 500 + 100mm</p> <p>【備 考】 既設板面へ新しい板面を貼付け 基礎及び支柱は既設をそのまま使用 QRコード等で多言語等の情報を付加</p>
	<p>【名 称】 誘導標識</p> <p>【記 号】 2-S</p> <p>【機 能】 目標物などへ誘導するサイン</p> <p>【サイズ】 高さ：2400mm 角柱 135 × 135mm 板面 700 × 200mm 基礎：□ 500mm 深さ 650 + 100mm</p> <p>【備 考】 既設板面へ新しい板面を貼付け 基礎及び支柱は既設をそのまま使用 英語表記を付加 安全に配慮し、板面の角を丸くする</p>
	<p>【名 称】 誘導標識（低いタイプ）</p> <p>【記 号】 2-SL</p> <p>【機 能】 目標物などへ誘導するサイン</p> <p>【サイズ】 高さ：1000mm 角柱 135 × 135mm 板面 560 × 135mm 基礎：□ 500mm 深さ 500 + 100mm</p> <p>【備 考】 既設板面へ新しい板面を貼付け 基礎及び支柱は既設をそのまま使用 英語表記を付加</p>
	<p>【名 称】 誘導標識（添架タイプ）</p> <p>【記 号】 2-SO</p> <p>【備 考】 既設板面へ新しい板面を貼付け 安全に配慮し、板面の角を丸くする</p>

4 植生管理

- ・ 尖石地区のカラマツ及び針葉樹（人工林）の伐採
- ・ 「縄文の森」としての自然林の維持・整備等

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項	
史跡内	尖石 (A区)	a-1	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北側の平地は草刈により管理 ・ 南側の平地は現状のノシバを維持 ・ 低木、高木類は遷移を見ながら管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支障がある場合は伐採を検討
		a-2 考古館周辺	自然の中の考古館として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ サワラは伐採し、クリ、コナラを残す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然の中の考古館というイメージを大切にす
		a-3 市道（甲1号線）沿い	市道沿いのカラマツ等の針葉樹を伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下への影響を避けるため地際で伐採し、根は残す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採については、通行への支障が最小限となるよう方法や時期等を検討
		a-4 南斜面	カラマツを皆伐	<ul style="list-style-type: none"> ・ カラマツ伐採後は自然植生の状態を見ながら、必要に応じて高木の植栽や、低木・草本類を藪状に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高木はケヤキ、ミズキ、シデ類等、低木・草本類はウツギ、ツツジ、ハシバミ、スズタケ、ササなど ・ 土砂流出の恐れのある場合は伐採を2回に分けて実施
		a-5 南斜面	広葉樹林として管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遷移状況を見ながら広葉樹林として維持管理 	

※（地区区分は P117 図 6-12 を参照）

■ 植生管理（続き）

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項	
史跡内	与助尾根 (B区)	b-1	「縄文の森」として自然林を維持	<ul style="list-style-type: none"> 平地は草地管理 斜面は現状維持 	<ul style="list-style-type: none"> 経過観察により、必要に応じて間伐等を行う
		b-2 (f-2 外 -2 と隣接)	「縄文の森」として自然林を維持	<ul style="list-style-type: none"> 現状を間伐、その後自然遷移に委ねる 	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年自然の森」入口部周辺のコナラ林を参考 経過観察により、必要に応じて間伐等を行う
		b-3 (c-3 と隣接)	盛土斜面から台地西側平坦部にススキ原を創出	<ul style="list-style-type: none"> 移植・播種によりススキ原を創出 	<ul style="list-style-type: none"> 完成後は随時刈り取る
		b-4	広葉樹林として現状を維持	<ul style="list-style-type: none"> 現状を維持するが、外来種は駆除 	<ul style="list-style-type: none"> 北側は、第3期整備に向けて広場として整備することを検討 安全に支障のある樹木は伐採等を検討
		b-5 (f-1 外 -3 と隣接)	人の手が入ったクリ林として整備	<ul style="list-style-type: none"> 以前に植栽したクリをいかし、人の営みが感じられるクリ林を表現 	
		b-6 (b-1、f-2 外 -2 と隣接)	「縄文の森」として自然林を整備	<ul style="list-style-type: none"> カラマツとヒノキを伐採後、自然遷移に委ねる 	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年自然の森」入口部周辺のコナラ林を参考 経過観察により、必要に応じて間伐等を行う
谷部 (C区)	c-1 谷部	園路として利用する箇所は、草刈り等により管理	<ul style="list-style-type: none"> 植生は、ヨシ・ミゾソバ・ツリフネソウなどの水生植物・湿生植物で管理 	<ul style="list-style-type: none"> ヨシを簾や敷物づくりの材料として活用するため管理 	
	c-2 湿地部 (f-1 外 -5 と隣接)	ハンノキ林として管理	<ul style="list-style-type: none"> 自然植生に委ねるが、倒木等は除去 		
	c-3 (b-2 と隣接)	盛土斜面から台地西側平坦部にススキ原を創出	<ul style="list-style-type: none"> 移植・播種によりススキ原を創出 	<ul style="list-style-type: none"> 完成後は随時刈り取る 	

※（地区区分は P117 図 6-12 を参照）

■ 植生管理（続き）

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項	
史跡外	考古館 (E-1区)	e-1 外 -1 考古館南側 (e-2 外 -1 北側と隣接)	万葉植物園として 整備	・縄文時代に利用された であろう薬草や樹木を 植栽展示	・植栽する種の選定に ついては、潜在植生 を考慮
	考古館 付帯施設 (E-2区)	e-2 外 -1 園路沿い	万葉植物園として 整備	・縄文時代に利用された であろう薬草や樹木を 植栽展示	・植栽する種の選定に ついては、潜在植生 を考慮
	青少年自 然の森 (F-1区)	f-1 外 -1 青少年自然 の森	安全な森として整 備	・カラマツ、ハリエンジュ は皆伐して風通しを良 くする	
		f-1 外 -2	広葉樹林として現 状を維持	・クリやコナラを中心と した現状の植生を維持 管理	
		f-1 外 -3 (b-5と隣接)	人の手が入ったク リ林を整備	・以前に植栽したクリを いかし、人の営みが感 じられるクリ林を表現	
		f-1 外 -4 湧水点周辺	湧水点周辺の植生 を管理	・東側法面の蛇籠が見え ないよう、現状の植生 を維持し目隠しとする	
		f-1 外 -5 湿地部 (c-2と隣接)	ハンノキ林として 管理	・自然植生に委ねるが、 倒木等は除去	
		f-1 外 -6	カラマツを間伐	・カラマツは成長ととも に、安全に支障をきた す恐れがあるため、間 伐を行い徐々に広葉樹 林へ遷移させる	・緊急性の高い場合 は、皆伐を検討
	森林 (F-2区)	f-2 外 -1 自然林 (f-1 外 -2 と 隣接)	自然林として管理	・繁茂しているハリエン ジュをすべて除伐し、 ハンノキを植栽した後、 自然遷移に委ねる	

※（地区区分は P117 図 6-12 を参照）

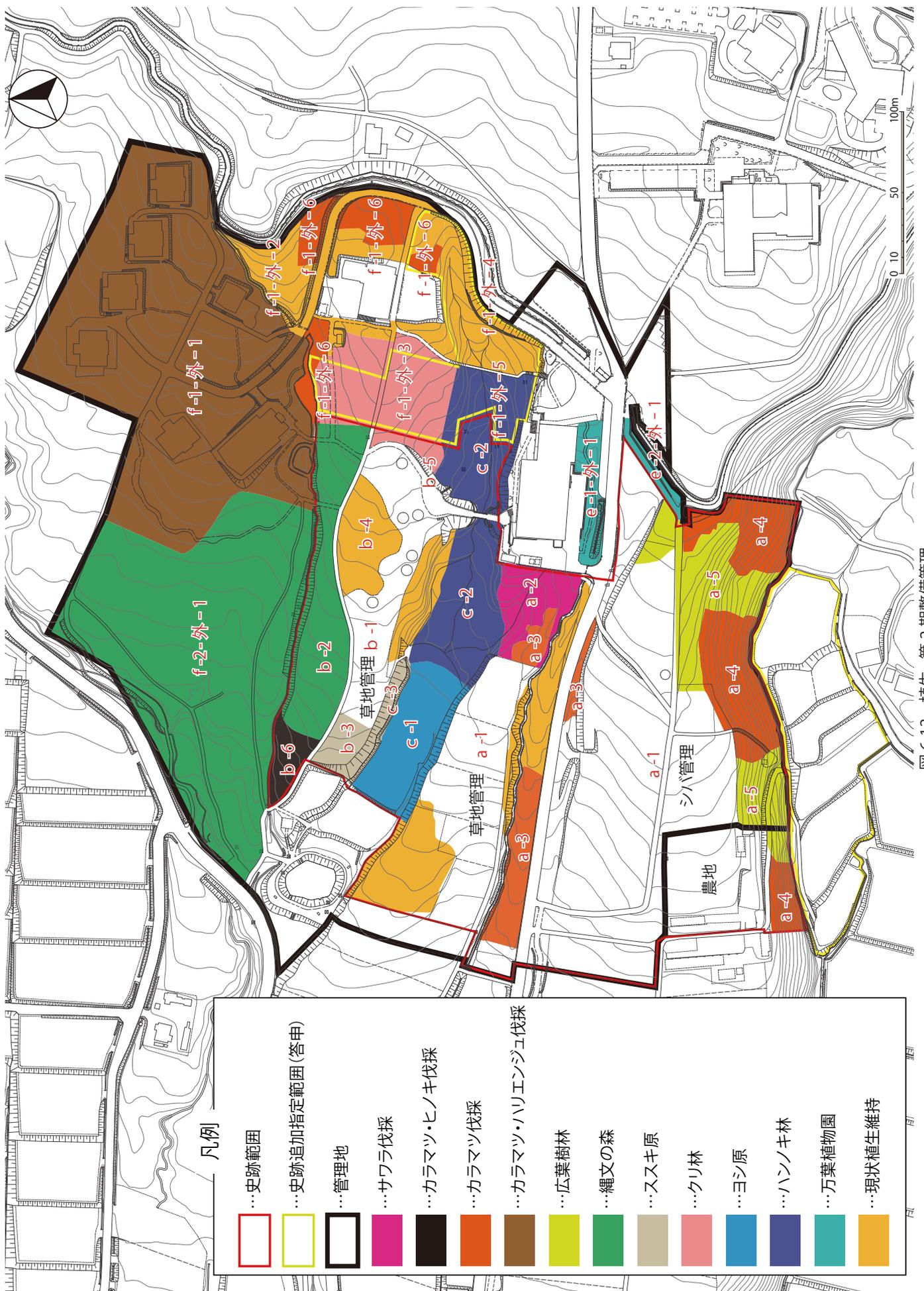


図6-12 植生 第2期整備管理

本計画における主な植栽候補種は、下記のとおりとします。

■ 植栽候補

対象	植栽の種類
ススキ原	ススキ、アキノキリンソウ、ワレモコウ、ドダシバ、ワラビ、ゼンマイ、ツリガネニンジン、オミナエシ、キキョウ、ハギ、クララ、キスゲ、ノギク類、スズラン、ノアザミ、マツムシソウ、スミレ類、リンドウ、ノアヤメ、カワラナデシコ、オケラ、ヨメナなど
林縁・藪	<p>【ツル植物】</p> スイカズラ、センニンソウ、ポタンヅル、クズ、ノブドウ、ヤマブドウ、ミツバアケビ、アケビ、アカネ、フジ、サルナシ、イケマ、エビヅルなど <p>【低木】</p> マタタビ、ヤマウルシ、アセビ、ヤマブキ、メギ、ヒロハヘビノボラス、カエデ類、ヤマグワ、ツツジ類など
湿地	ケヤキ-シデ類林(溪畔)、ヤナギ類(溪畔)、トチノキ-サウグルミ類(溪畔高地)、ハンノキ-ヤチダモ林、ハルニレ林、ズミ群落、ヨシ群落、ミゾソバ群落、ザゼンソウ群落、スゲ類群落、春植物群落(林床:フクジュソウ、サクラソウ、ニリンソウ、カタクリ、セツブンソウ、イチゲ類、フキなど)、ツリフネソウ群落など
生垣 ヘッジ 伐開地	ヤマブキ、ノイバラ、ウツギ類、モミジイチゴ、ニワトコ、タラノキ、サンショウ、イヌザンショウ、クサボケ、ボケ、ツノハシバミ、コマユミ、ズミ、ノリウツギ、ガマズミ類、アセビ、ハギ類、ツツジ類、メギ、ヒロハヘビノボラス、ヤマグワなど
シバ草地	ミツバツチグリ、シバスゲ、オキナグサ、ネジバナ、アズマギク、ミヤコグサ、スミレ類、ゲンノショウコ、オオバコ、オオチドメグサ、ヨモギなど
万葉植物園	万葉植物は160種ほどある(用途によって区分が可能)

5 活用

- 史跡公園マップの作成等

地区・施工場所		内容	施工方法等
史跡外	全体	サインを補うためのA4判又はA3判の史跡公園マップ作成	・インバウンドも含めたすべての来場者が自由に史跡内を散策し、学習できるような史跡公園マップとする
	考古館(E-1区)	屋外トイレの洋式化とバリアフリー化	・障がい者、子ども、高齢者など多くの人が使いやすい施設とする



図6-13 活用 整備位置

第3節 整備のための調査等の計画

整備を行うにあたり、遺構の確認調査、日常点検等の調査が必要となります。特に、史跡の日常点検は、異変を早期に発見するために必要不可欠です。

以下に、調査の概要を示します。

■ 調査の概要

調査の種類	調査内容	備考
遺構確認調査	史跡の適切な整備のため、必要に応じた遺構の確認調査を実施する	関係機関と協議
日常点検	史跡内に異常がないか定期的に点検を行う 特に法面等あらかじめ、注意箇所を把握しておく	注意箇所の把握、データ化
緊急点検	自然災害発生後、史跡に異常がないか緊急的に点検を行う	異常発見時の対応協議が必要



写真 6-15 史跡整備のための与助尾根地区の確認調査（平成 10 年）

第4節 第2期整備のスケジュール

1 目標

史跡の整備については、第5章で示した史跡整備の基本方針とコンセプトに基づき、史跡の本質的な価値を保護する上で必要性が高いものや、来場者が安全に史跡を見学できるよう、早期に環境改善を図る必要がある緊急性の高いものについて、短期整備として令和7年度（2025年度）までの整備を目指します。

その他の整備については、本章の整備計画に則り、令和12年度（2030年度）までの整備を目指すこととします。

2 短期的整備の実施項目と目標年度

(1) 史跡の保存

① 尖石地区南斜面（「尖石さま」周辺）の保護

「尖石さま」周辺の斜面については、これ以上の斜面の流出を防止するため、再整備を行います。なお、保護措置は、園路（階段補強）と合わせて令和4年度（2022年度）までに行います。

② 与助尾根地区南斜面の保護

与助尾根地区南斜面については、崩落が進んでいるため、保護措置を講じることとします。保護に伴い、谷部地区の水路の付替えが発生します。緊急性が高いと判断されるため、関係機関と協議の上、令和4年度（2022年度）までの整備を目指します。

(2) 集落復元

① 与助尾根地区（廃村エリア）の住居の竪穴表示

与助尾根地区の復元住居（集落復元エリア）の西側に廃屋として、令和6年度（2024年度）までに竪穴表示による整備を目指します。

② 谷部地区の水場の創出

水路を付替える位置を含め、関係機関と協議の上、令和6年度（2024年度）までに「縄文の水場」の整備を目指します。

(3) 園路及びサイン

① 尖石地区（「尖石さま」周辺）の園路の補強

「尖石さま」へ続く土居木階段の付近について、来場者の安全確保及び歩きにくさを解消するため、盛土等による園路の補強を令和4年度（2022年度）に行います。

② 谷部地区の園路の新設

「縄文の水場」の創出に合わせ、令和6年度（2024年度）までに園路の新設を目指します。

③ 全地区の既設サインの多言語化

インバウンドに対応した再整備として、既設サインの安全点検後、QRコードや多言語化による情報付加を令和3年度（2021年度）に行います。

(4)植生管理

①尖石地区のカラマツ等の伐採

尖石地区の市道（甲1号線）及び雑司久保堰沿いのカラマツ等の針葉樹と、尖石地区南斜面のカラマツを令和7年度（2025年度）までに伐採します。

(5)活用

①史跡公園マップの作成

統一感のあるサイン全体の整備については、園路整備に合わせ第3期整備に行いますが、第2期整備で行うサインの再整備（既設サインへの多言語表記）を補うため、紙媒体による史跡公園マップの作成を令和3年度（2021年度）に行います。

3 短期的整備以外の実施項目と目標年度

(1)集落復元

①与助尾根地区（集落復元エリア）の復元住居建替え

これまでの試掘調査の成果も含め、令和12年度（2030年度）までに復元住居の建替えを目指します。

②与助尾根地区（集落復元エリア）の復元住居の小屋組み建替え

現在、小屋組みで展示している2棟の復元住居のうち1棟について、劣化の程度を観察しながら、令和9年度（2027年度）までの小屋組みの建替えによる整備を目指します。

③与助尾根地区（集落復元エリア）の復元住居の竪穴表示

現在、小屋組みで展示している2棟の復元住居のうち残る1棟について、劣化の程度を観察しながら、令和9年度（2027年度）までに竪穴表示による整備を目指します。

(2)園路及びサイン

①与助尾根地区及び青少年自然の森地区の園路のバリアフリー化

与助尾根地区東側及び青少年自然の森地区南側の既設園路について、来場者が歩きやすくなるよう、令和11年度（2029年度）までの整備を目指します。

第2期整備のスケジュールの詳細については、下記の表のとおりとします。

■ 整備スケジュール表（第2期整備）

項目	実施地区・実施内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
史跡の保存	・尖石地区 A区 「尖石さま」周辺斜面保護 ^{注1}		実・工								
	・与助尾根地区 B区 南斜面保護（盛土）		実・工								
集落復元	・与助尾根地区 B区 廃村エリア・竪穴表示			実	工						
	・谷部地区 C区 「縄文の水場」創出			実	工						
	・与助尾根地区 B区 集落エリア・住居建替え						実	工	工	工	工
	・与助尾根地区 B区 集落エリア・小屋組み建替え						実	工			
	・与助尾根地区 B区 集落エリア・竪穴表示						実	工			
園路及びサイン	・全地区 サイン多言語化	工									
	・尖石地区 A区 「尖石さま」へ続く園路補強		実・工								
	・谷部地区 C区 園路の新設			実	工						
	・与助尾根地区 B区 園路バリアフリー化								実	工	
植生管理	・尖石地区 A区 市道（甲1号線）カラマツ等伐採	工									
	・尖石地区 A区 南斜面カラマツ伐採		工			工					
活用	・全体 史跡公園マップ作成	工									

※実…実施設計、工…工事。文化庁との協議により基本設計の必要性が生じる場合がある。

注1…「尖石さま」へ続く園路（階段）補強と併せて実施

注2…計画期間内に市道（甲1号線）のルート・工法等の検討、地元・関係団体等との協議を行う

第5節 第3期整備基本計画

本章の第2節で示した整備基本計画以外で、第2期整備に関連し、第2期整備以降に整備する必要のあるものについて、「第3期整備基本計画」として位置づけます。それらの整備内容は、第2期整備と同様、1 史跡の保存、2 集落復元、3 園路及びサイン、4 植生管理、5 活用の5項目に分類し、それぞれの行うべき整備の方針を記載します。コンセプトは、第2期整備を継承するものとしませんが、必要に応じて見直しを行います。

史跡外についても、同様に整備の方針とします。

1 史跡の保存

- 尖石地区及び南谷部地区の保護

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項	
史跡内	尖石 (A区)	南斜面	【第3期】 「尖石さま」周辺の斜面保護	<ul style="list-style-type: none"> 「尖石さま」周辺斜面の旧地形を盛土で部分的に復元 盛土法面は安全性を考慮した傾斜に留める 小段設置 天然カラマツは保持し、根張りの影響を確認 既存階段の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 法面の地形を考慮し、復元すべき旧地形の形状を確認 盛土流出防止策の検討 園路設置方法の検討 水路の暗渠化、付替え等について地元住民、土地改良区等と協議
		市道 (甲1号線)	【第3期】 地形復元に伴う付替え	<ul style="list-style-type: none"> 盛土で旧地形を復元し、草地として保存 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者及び関係機関等と協議、調整
		空堀	【第3期】 地形復元に伴う埋め戻し	<ul style="list-style-type: none"> 「特別史跡尖石石器時代遺蹟」標柱東側を現状で維持 西側は市道 (甲1号線) の付替えに伴い埋め戻し 	
史跡外	南谷部 (D区)	水場	【第3期】 「尖石さま」周辺の斜面保護	【方針】 <ul style="list-style-type: none"> 遺構確認調査の成果に基づき、旧地形を盛土で部分的に復元 	<ul style="list-style-type: none"> 水路の付替え、整備方法について、地元住民、土地改良区等と協議

2 集落復元

- ・ 尖石地区の復元住居建設等による新たな整備等
- ・ 南谷部地区の地形の部分的復元及び水場（河道）の整備

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項	
史跡内	尖石 (A区)	集落復元 エリア	【第3期】 33号住居址表示 の撤去	・ 撤去後、草地とする	・ 撤去に合わせ、付近にある尖石遺跡の説明板を撤去するが、その設置場所を検討する必要
			【第3期】 曾利Ⅱ式期の復元 住居6軒を建設 （『保存管理計画』 P 104の6軒）	・ 再発掘後、盛土（与助尾根地区を参考） ・ 堀口捨己設計と、土葺き屋根等の最新の成果による復元住居を検討	・ 『保存管理計画』P 104の「確認調査」箇所を調査し、同時期住居址の有無を確認。発見された場合、これを復元 ・ 盛土による地形改変を最小限とする必要
			【第3期】 社会的地区（列石、 独立土器、木柱） を復元	・ 再発掘後、盛土 ・ 列石は石又は3Dスキャナー製作のレプリカ ・ 木柱は列石の東西に数本設置	・ 石製のレプリカを検討 ・ 木柱はクリ ・ 盛土による地形改変を最小限とする必要
	廃村エリア	【第3期】 藤内式期の住居址 4軒を竪穴と小屋 組みで表示 竪穴に土器大量廃 棄状態を復元	・ 再発掘後、盛土（与助尾根地区を参考） ・ 史跡「平出遺跡」を参考に整備	・ 土器大量廃棄のある住居址の確認調査が必要 ・ 盛土による地形改変を最小限とする必要	
		【第3期】 井戸尻式期の住居 址6軒を竪穴と小 屋組みで表示 竪穴に土器大量廃 棄状態を復元	・ 再発掘後、盛土（与助尾根地区を参考） ・ 史跡「平出遺跡」を参考に整備	・ 土器大量廃棄のある住居址の確認調査が必要 ・ 盛土による地形改変を最小限とする必要	
与助尾根 (B区)	集落復元 エリア	【第3期】 集落の広場を整備	・ 現在樹木（クリ等）が生育している付近に広場を整備	・ 遺構の有無や内容について確認調査が必要 ・ 現在生育している樹木の取扱いについての検討が必要	
史跡外	南谷部 (D区)	水場	【第3期】 「尖石さま」周辺 斜面の旧地形を部 分的に復元	・ 遺構確認調査の成果に基づき、旧地形を盛土で部分的に復元 ・ ハンノキ林となるよう植栽を行い、水場（河道）を整備	・ 水路の付替え、整備方法について、地元住民、土地改良区等と協議

3 園路及びサイン

本計画は、史跡内における整備の計画を示すものですが、園路（動線）及びサイン（案内標識）については、史跡外の「尖石縄文考古館」を誘導拠点とし、史跡の総合説明板を設置する予定であるため、史跡外の考古館地区・考古館付帯施設地区・青少年自然の森地区・森林地区も併せて記載するものとします。

(1)園路

- 尖石地区の仮園路及び谷部地区の木橋の撤去に伴う新たな園路の設置等

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項	
史跡内	尖石 (A区)	北側	【第3期】 雑司久保堰沿いの小道（管理用道路）を利用	・現状及び踏み分け道とする	
		南側	【第3期】 仮園路の撤去	・撤去後、草地とし、踏み分け道とする	
		南斜面	【第3期】 「尖石さま」に通じる園路（階段）の撤去	・南斜面に園路新設後、撤去	・「尖石さま」及び地形の保護の観点から表土の流出状況により、早期撤去を検討 ・園路新設に合わせ、「尖石さま」の説明板の設置場所を検討する必要
			【A案】 「尖石さま」の南側を通る新設園路	・盛土した緩斜面に90～120cm幅で設置 ・史跡「梅之木遺跡」を参考に整備	・遺構確認調査後、ルート及び安全対策を検討 ・史跡内設置が可能か協議・検討
	与助尾根 (B区)	集落復元エリア	【第3期】 園路の盛土撤去	・木橋撤去に伴い、北側園路の盛土を除去 ・擬木柵を撤去	・安全対策を検討
			【B案】 「尖石さま」の北側を通る新設園路	・ほぼ等高線沿いに90～120cm幅で設置 ・史跡「梅之木遺跡」を参考に整備	・遺構確認調査後、ルート及び安全対策を検討
	谷部 (C区)	南斜面木橋	【第3期】 耐用年数経過後、撤去	・木橋の設置に伴う台地斜面の盛土を除去し、旧地形に戻す ・擬木柵を撤去 ・撤去後は張芝により歩きやすさに配慮	【ルート案】 考古館→滝ノ湯堰沿い→青少年自然の森の管理棟前→与助尾根地区（詳細はP94図参照）
史跡外	考古館 (E-1区)	考古館職員駐車場入り口付近	【第3期】 雑司久保堰から、駐車場に上がる地点の園路を整備	・盛土を基本とするが、崩落等の恐れのある場合は土留工の採用を検討 ・史跡にかからないよう調整	

なお、史跡外の尖石地区の集落復元エリアに至るまでの園路及び与助尾根地区集落復元エリアへ至る園路はバリアフリー対応とします。

(2)サイン

- 全地区の既設サインの撤去と新たなサインの設置等

地区・施工場所		内容	検討事項	
史跡内	尖石 (A区)	北側	【第3期】 雑司久保堰説明板 3-E2	<ul style="list-style-type: none"> • QRコードによる情報提供 • 多言語化（日本語、英語、中国語2種、韓国語、ポルトガル語） • 3-E2は既設を撤去し同じ場所へ設置
			【第3期】 廃村エリア説明板設置 3-E6 (第3期整備で新設)	<ul style="list-style-type: none"> • QRコードによる情報提供 • 多言語化（日本語、英語、中国語2種、韓国語、ポルトガル語） • 3-E6は市道南側へ設置するか検討 (南側設置の場合は3-S1のみの設置) • 再発掘の写真掲載
			【第3期】 誘導標識設置 3-S1、3-S2	<ul style="list-style-type: none"> • 2か国語（日本語、英語） • 第2期整備で簡易設置したものを撤去し設置
	南側	【第3期】 集落復元・廃村エリア 説明板設置 3-E3、3-E4、3-E6	<ul style="list-style-type: none"> • QRコードによる情報提供 • 多言語化（日本語、英語、中国語2種、韓国語、ポルトガル語） • 3-E4は再発掘写真掲載 • 3-E6は北側に設置するか検討 (北側に設置の場合は誘導標識とする) 	
		【第3期】 「尖石さま」への誘導 標識設置 3-S24、3-S25、3-S26 (第3期整備で新設)	<ul style="list-style-type: none"> • 2か国語（日本語、英語） • 3-S24は廃村エリアへの誘導も行う • 3-S25、3-S26はルート決定後、どちらかを設置 	
	南斜面	【第3期】 「尖石さま」説明板の 内容は現状 3-E5	<ul style="list-style-type: none"> • QRコードによる情報提供 • 多言語化（日本語、英語、中国語2種、韓国語、ポルトガル語） • 園路の新設に合わせ、設置場所を検討 	
	与助尾根 (B区)	集落復元 エリア	【第3期】 説明板設置 3-E1	<ul style="list-style-type: none"> • QRコードによる情報提供 • 多言語化（日本語、英語、中国語2種、韓国語、ポルトガル語） • 園路の再整備に合わせ、設置場所を検討 • 再発掘の写真掲載
【第3期】 誘導標識設置 3-S3、3-S4、3-S5、 3-S13、3-S14			<ul style="list-style-type: none"> • 2か国語（日本語、英語） • 3-S3は必要に応じ、谷部地区へ設置 	

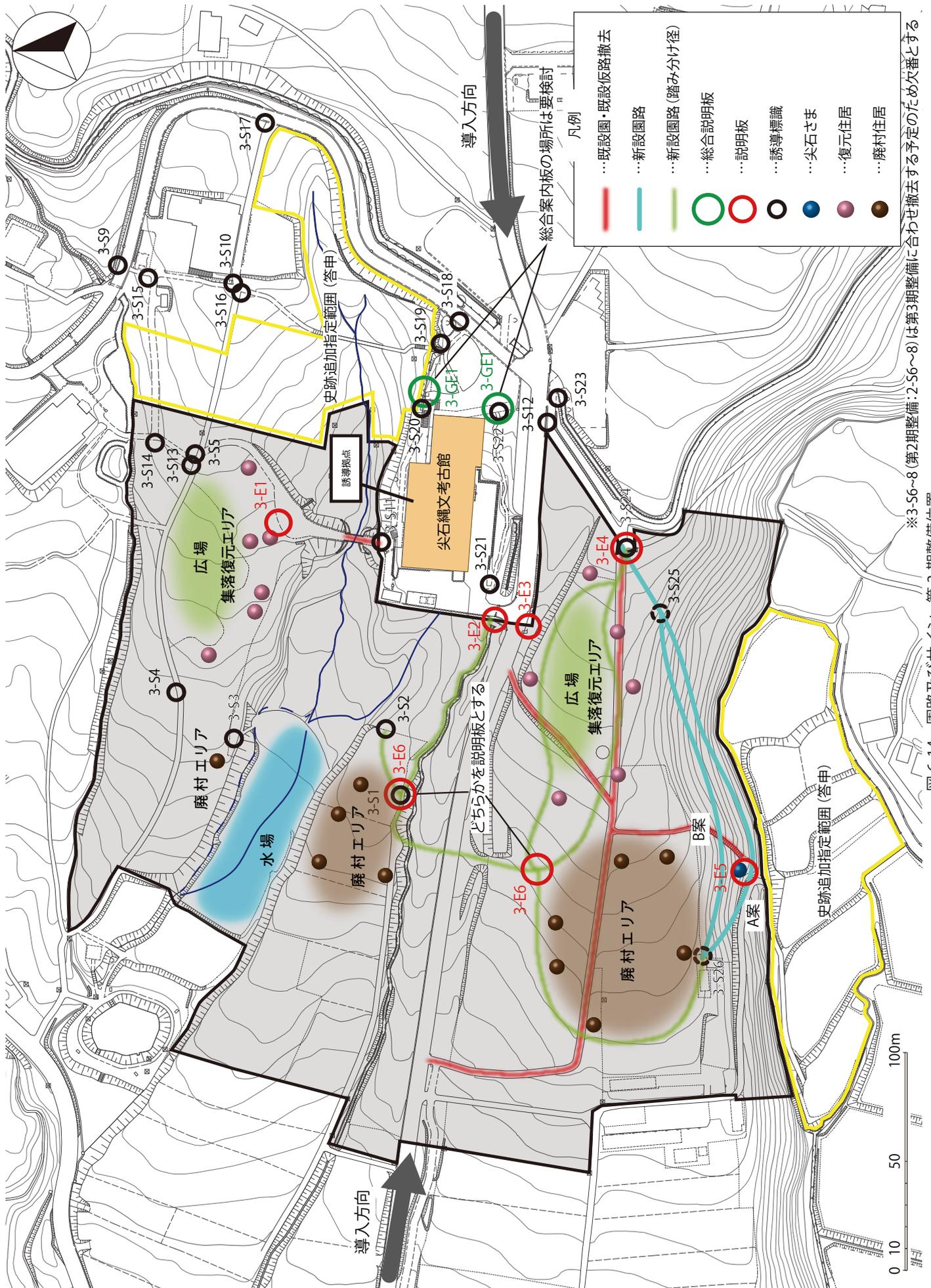
※「3-〇〇」は第3期整備、Eは説明板、Sは誘導標識を表す

■ サイン（続き）

地区・施工場所		内容	検討事項	
史跡外	考古館 (E-1区)	考古館周辺 園路	【第3期】 誘導標識設置 3-S11、3-S18、3-S19、 3-S20、3-S21、3-S22	<ul style="list-style-type: none"> ・2か国語（日本語、英語） ・3-S11については、既設より離して設置 ・3-S18については、第3期整備で新設
		考古館南側、 駐車場から 尖石地区へ の園路沿い	【第3期】 植物への名称板設置 (木本類、草本類)	<ul style="list-style-type: none"> ・QRコードによる情報提供 ・縄文時代の利用法等を発信 ・多言語化（日本語、英語、中国語2種、 韓国語、ポルトガル語） ・「万葉植物園」的なイメージで整備
		考古館への 通路	【第3期】 総合案内板設置 3-GE 1 (第3期整備で新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・直立式を採用 ・周辺景観と調和したデザインと色彩 ・3D等による史跡全体の表現 ・QRコードによる情報提供 ・多言語化（日本語、英語、中国語2種、 韓国語、ポルトガル語） ・設置場所を検討
	考古館付帯 施設 (E-2区)	既存位置を 基準	【第3期】 誘導標識設置 3-S12、3-S23	<ul style="list-style-type: none"> ・2か国語（日本語、英語）
	青少年自然 の森 (F-1区)	既存位置を 基準	【第3期】 誘導標識設置 3-S9、3-S10、3-S15、 3-S16、3-S17	<ul style="list-style-type: none"> ・2か国語（日本語、英語）

※ GE は総合案内板を表す

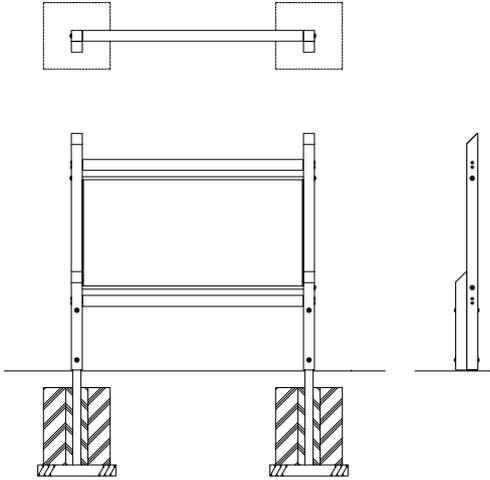
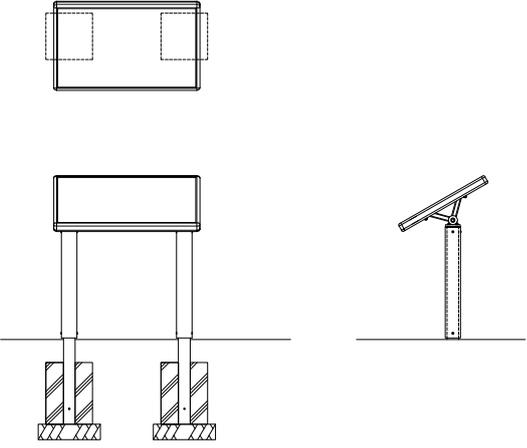
なお、整備するサインは統一されたデザインと色彩にするとともに、周囲の景観との調和が図られるよう配慮します。



※3-S6~8 (第2期整備:2-S6~8) は第3期整備に合わせ撤去する予定のため欠番とする

図 6-14 園路及びサイン 第 3 期整備位置

■ 整備するタイプ別サイン（イメージ）

サインのタイプ	サイズ・機能等
	<p>【名 称】総合案内板</p> <p>【記 号】3-GE</p> <p>【機 能】史跡全体の案内・説明をするサイン</p> <p>【サイズ】高さ：2200mm 板面 1985 × 990mm 基礎：□ 600mm 深さ 700 + 100mm</p> <p>【備 考】史跡外へ設置 周囲の景観と調和したデザイン、色彩とする 3D等の表示で分かりやすい内容とする</p>
	<p>【名 称】説明板</p> <p>【記 号】3-E</p> <p>【機 能】遺跡・遺構・遺物の説明をするサイン</p> <p>【サイズ】高さ：1070mm 板面 1181 × 588mm 基礎：□ 500mm 深さ 400 + 100mm</p> <p>【備 考】史跡内外へ設置 周囲の景観と調和したデザイン、色彩とする 板面の角度調整が可能（子ども、車椅子対応）</p>
	<p>【名 称】誘導標識</p> <p>【記 号】3-S</p> <p>【機 能】目標物などへ誘導するサイン</p> <p>【サイズ】高さ：1250mm 角柱 150 × 150mm 基礎：□ 700mm 深さ 700 + 100mm (基礎は根柵についても検討)</p> <p>【備 考】史跡内外へ設置 周囲の景観と調和したデザイン、色彩とする</p>

4 植生管理

- ススキ原の創出や森林整備等による縄文のたたずまいの再現

地区・施工場所		内容	施工方法等	検討事項	
史跡内	尖石 (A区)	a-6 市道沿い	【第3期】 アカマツ林を間伐	・アカマツなどをある程度伐採し、風通しの良い林にする	・伐採については、通行への支障が最小限となるよう方法や時期等を検討
	尖石 (A区)	a外-1 (g外-1と隣接)	【第3期】 ススキ原を創出	・移植・播種によるススキ原を創出 ・ススキ原に貯蔵穴が散在しているイメージを表現するため、ススキを生育させない場所を数か所設ける	・創出後は、随時刈り取りを行い、遷移を抑制
史跡外	南谷部 (D区)	d外-1	【第3期】 「尖石さま」周辺斜面の部分的な復元に伴い、植生を管理	・平地はノシバとして管理 ・斜面はヤマブキ、ウツギ、ツツジ、ハシバミ、スズタケ、ササなどで藪状に管理	
		d外-2	【第3期】 水場として整備	・ハンノキ林として管理	・史跡の追加指定、公有地化を考慮
	多目的広場 (G区)	g外-1 (a外-1と隣接)	【第3期】 ススキ原を創出	・移植・播種によるススキ原を創出 ・ススキ原に貯蔵穴が散在しているイメージを表現するため、ススキを生育させない場所を数か所設ける	・創出後は随時刈り取りを行い、遷移を抑制
		g外-2	【第3期】 境界としての高木林を整備	・クリ・コナラを中心に、史跡の内と外を分ける境界(緩衝帯)としての林地とする ・間隔を持たせた植栽	・史跡の追加指定を考慮

本計画における主な植栽候補種は、第2期整備と同様にしますが、今後の調査等により、変更する場合があります。

5 活用

- 史跡や周辺を活用できる情報やツールの提供

地区・施工場所		内容	検討事項
史跡内・外	全体	【3期】 最新技術を使った情報提供	・ARやVR等最新の技術を用いた、分かりやすい情報発信ツールの開発・採用

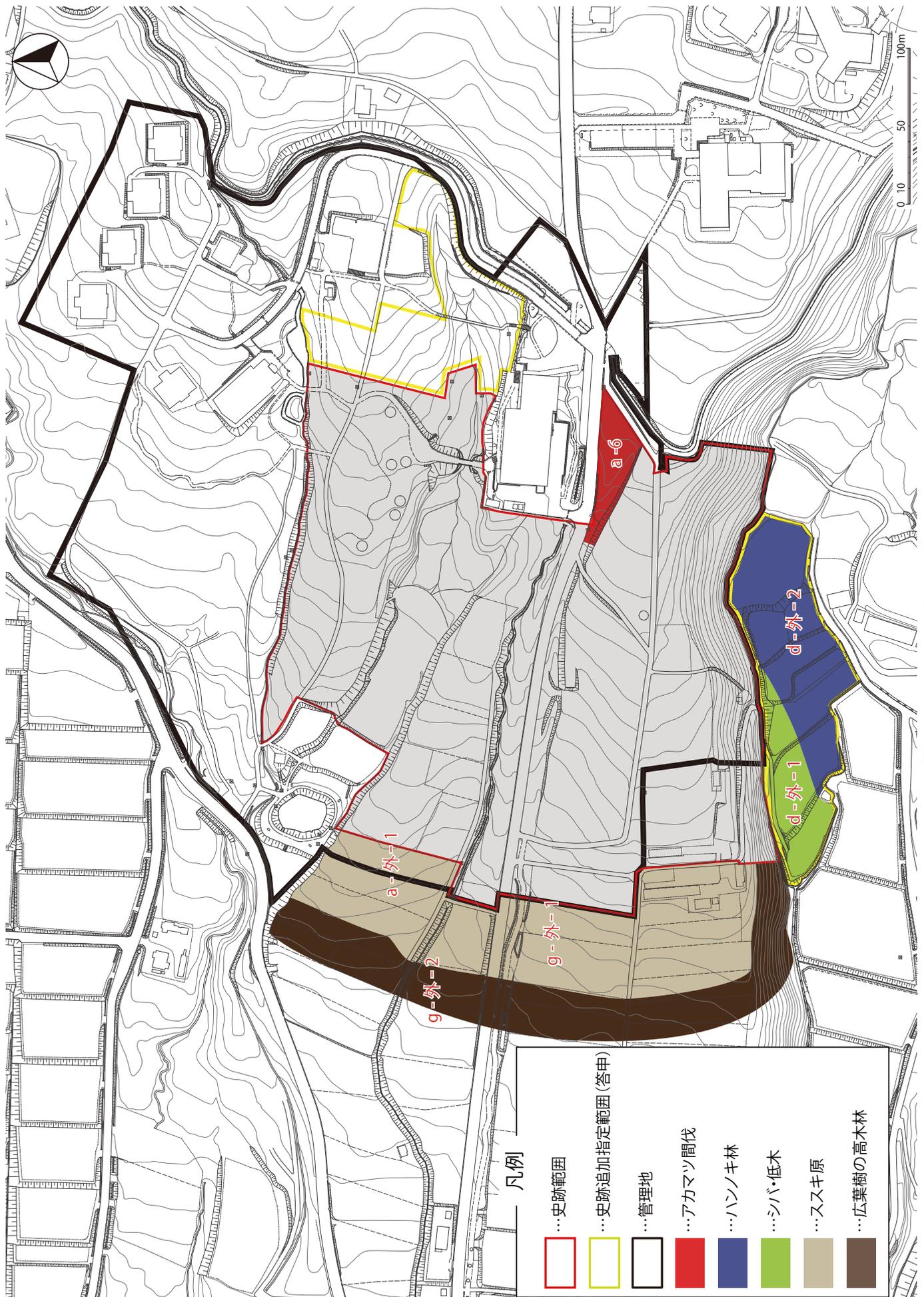


図 6-15 植生 第3期整備管理

第6節 事業推進に向けた体制整備

1 行政の推進体制

現在、特別史跡「尖石石器時代遺跡」は、茅野市が管理団体として、保護及び所管施設の維持管理を行っています。

本計画を策定するにあたり、10年以上先の長期的な整備も見据えた検討を重ねてきましたが、検討の過程で史跡の本質にあらためて触れることで、史跡の重要性を再認識しました。

計画策定での検討を通じ、史跡保護のためにも史跡の本質を捉え、長い時間をかけて整備していくことの重要性を痛感したことから、事業推進に向けて史跡整備係の新設など体制整備の抜本的な構築を図ることとします。

本計画（第2期整備）においては、大規模な整備を計画していないため、事業の推進については、担当課である文化財課を中心に、国や県などの関係機関と協議し、庁内の関係各課と調整を図りながら事業を推進し、全庁への報告や市民への情報発信等を行う体制を整備します。

次期計画（第3期整備）で予定をしている整備については、担当課だけでは事業の推進が困難であることが予測されるため、関係機関と協議を進めながら、文化財課と事業に関連する課を中心に全庁的な推進体制を整備し、事業を進めることとします。その際、本計画の計画期間終了後に体制を整備するのではなく、本計画（第2期整備）期間中に体制整備を構築し、スムーズに次期整備計画（第3期整備）へ移行できるようにしていきます。

2 史跡の保存・活用に関する活動を促進する体制

史跡は、指定文化財だけではなく、自然環境、景観、歴史的・文化的資産といったさまざまな構成要素が一体となった価値を有しています。史跡とその構成要素の価値を長く継承していくためには、史跡を適切に保存することを原則とし、活用していくことが大切です。

史跡を適切に保存・活用していくためには、史跡や周辺的环境や施設についても適切に維持管理、活用していく必要があることから、管理団体にとどまらず、関係機関や地域とも連携して管理・運営を進めていくことが重要となります。

史跡やその周辺では、これまでに日常の維持管理・活用だけではなく、尖石縄文考古館のボランティア活動をはじめ、サークル活動、縄文をテーマにしたイベントの開催など行政と地域や市民が連携して、一体となった活用が図られてきました。

今後は、史跡や周辺的环境・価値を維持していくために、関係機関や有識者等の支援や助言を得ながら、こうした既存の活動を核にそれぞれが連携することが必要です。

そのためには、多くの人々が史跡についてより理解を深め、重要性を認識するとともに、保存・活用していくための体制整備の充実を図る必要があります。

そこで、本計画による整備や史跡及び周辺における保存・活用に関する活動についての情報発信を行い、事業等を”見える化”することで、多くの人に理解を深めていただくとともに、史跡へのさらなる理解と保存・活用に関する活動を促進していく体制を構築していきます。